

あっせん案煮詰まる

水俣病補償処理委

患者には詳しい内容が

和解契約に
やや上積み
25日に双方に提示

水俣病患者の調停派に対するあっせん作案と取り組んでいる水俣病補償処理委員会（千種達夫座長）は、十九日夕刻から東京・永田町の町村会館で四十三回目の会合を開き、同夜おそくまであっせん案の細部にわたり調整をした。

同委員会は今週中さらに一、二回会合を開いて最終的な詰めを行ない、二十五日に東京で患者、会社（チッシン）双方の代表にあっせん案を提示、一挙に解決を図りたい意向である。

これまでのところ、あっせん案の内容はいつさい明らかにされていないが、死亡者に対しては一時金、生存者には年金と一時金を支払う。支給額は年齢、障害等級に応じて差をつける。柱とし、年金については、ある程度スライド制が取り入れられるものとみられる。

これについて、千種座長は「年々、なりそうである。金、一時金とも三十四年の和解契約による額（死亡者三十二万円、成人患者十万円、未成年患者三万円）現在に死亡者五十万円、成人患者十四万円、未成年患者七万五千円を少しふやした額になる。支給額は年齢、障害等級に依りて差をつけるが、障害等級は四階級にする」との意向を明らかにし、患者にとつては詳しい内容に

同委員会は、二十四日までに調停一任派の水俣病患者家庭互助会（山本亦由会長、六十四世帯、七十五人）の代表十三人を東京に招き、二十五日中に患者側と会社側にあっせん案を示し、徹夜でも双方の納得をとりつきたい意向である。

これにより、昨年四月末に同処理委が発足、実質審議を始めた五月、注目される。月から一年ぶりに大詰めを迎えるわけだが、あっせん案の内容がどのような形で出るにしても、熊本地裁で係争中の水俣病患者訴訟派（渡辺榮蔵代表、二十八世帯、百十二人）の裁判をはじめ、富山のイタイイタイ病、四日市のセシウム、新潟の第二水俣病など公害四大裁判や、各地で起きている公害補償に大きな影響を与えるものと